

農業用ハウスの防災、減災対策を行いたい

No.55

農林水産省

補助金等

(開始年度) 令和2年度

支援の名称	<b>園芸産地事業継続強化対策</b>
制度の 趣旨・背景	<p>施設面積が一定規模以上のハウスでは、家族労働のほかに雇用労働の活用、環境制御等のハウス内部設備の利用などが進んでおり、事業が高度化している反面、災害発生時のハウス損壊、設備の機能停止、人手不足による復旧の遅れなどの影響が大きく、通常の農業生産が長期に渡って困難になる恐れがあるため、非常時の備えが特に重要です。</p> <p>このため、我が国の農業用ハウスの設置面積約 42,000ha のうち、一定規模以上の農業用ハウス約 18,000ha を対象に、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定及び BCP の実行に必要な体制整備や BCP の実践に必要な取組を支援します。</p>
制度の 内容	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定等             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事業継続計画の検討、策定</li> <li>② 非常時の協力体制の構築</li> </ol> </li> <li>2. 園芸産地における事業継続計画の実践             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害に備えた自力施工技能習得、復旧体制の整備</li> </ol> </li> <li>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策                 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害に備えたハウスの補強、防風ネットの設置</li> <li>② 停電時の被害防止に必要な非常用電源や大雪によるハウス倒壊を防ぐ融雪装置等の導入</li> </ol> </li> </ol> </li> </ol> <p>補助率：定額（1、2（1）、2（2）①） 1/2以内（2の（2）②）</p>
対象と なる方	農業者の組織する団体等
問い合わせ 先など	<p>農林水産省 農産局 園芸作物課 花き産業・施設園芸振興室 TEL：03-3593-6496</p> <p>○関連 URL ・施設園芸の台風、大雪等被害防止と早期復旧対策 <a href="https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html">https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html</a></p>